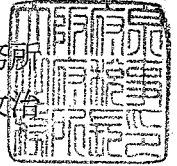


税泉北第 3193 号  
令和 2 年 9 月 8 日

大阪府職員労働組合  
府税支部泉北分会  
分会長代行 秋田 高志 様

大阪府泉北府税事務所  
所 長 明見 政治



要求書に対する回答書

令和 2 年 8 月 2 0 日付けで要求のあった標記について、別紙のとおり回答  
します。



# 要求書に対する回答

R2. 8. 20 要求 R2. 9. 8 回答

要求項目	回答項目
<p>1 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。</p> <p>所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。</p> <p>2 大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>3 府税務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>4 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。とりわけ、今年度は新型コロナウイルス対応により全職場が混乱している中、評価そのものを中止すべきであり、賃金リンクを中止すること。</p>	<p>1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。</p> <p>2 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>4 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>

<p>5 非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>6 時差出勤を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。</p> <p>7 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経歴や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。</p> <p>8 「税收確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税收確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。        新型コロナウイルスにより生活や経営が困難となっている府民、企業に対し、丁寧で十分な対応が必要であり、そのためにも人員確保をはじめとする適切な措置を講じ、職員の労働条件の確保を図ること。</p> <p>9 先般の大阪府北部地震、豪雨における参集実態を踏まえ、職員の安全確保の観点から、参集方法や参集場所等、職員の参集時の危険回避のための改善方を、職員の意見を踏まえて検討すること。また、現在職員の自己負担となっている、交通途絶等によりやむを得ず通勤認定ルートを外れて参集した場合の交通費を支給すること。</p>	<p>5 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>6 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>7 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>8 「税收確保対策」は極めて重要な課題であり、課内会議、班会議等を適宜開催するなど、職員間の意思の疎通を図りながら推進してまいりたい。        その他については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>9 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。</p>
--	--

新型コロナウイルスに係る応援等に係る通勤認定変更については、応援を出す職場・職員の負担軽減を行うよう、関係機関に働きかけること。

10 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

11 再任用職員の労働条件等を改善すること。

12 VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

13 下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善を行うこと。また、冬季についても能率的な職務と職員の健康管理のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。

① 室温28℃を徹底し、職員が快適に執務できるようにすること。

・室温28℃は冷房の設定温度ではないことを踏まえ、全体の室温が28℃となるようにすること。

・冷房は勤務時間の30分前には運転を開始し、勤務時間終了時まで切らないこと。

・職員がやむを得ず時間外勤務を行う場合は冷房を運転すること。

10 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

11 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

12 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

13①、②

空調については、執務室内の適温管理に努めているところであり、今後とも気象状況に留意しながら適切な運用に努めてまいりたい。

水分補給等については、職員の健康管理に留意しながら、適切に対応してまいりたい。

② 職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息  
が取れるよう徹底すること。